

とを記しております。

次のページでございます。給付の調整をする場合の下限の問題でございますが、まず、マクロ経済スライドの調整は、①一人当たり賃金や物価が上昇していくときに、その上昇率の中から調整をしていくということ、②従来からの一人当たり賃金や物価が下落する場合には、通常の賃金再評価、物価スライドでやるものだということを記しております。その場合に、マクロ経済スライドの手法として、名目年金額下限型、すなわちスライド調整を行いましても、前年の名目年金額を下げることはしない。額は最低限維持をするというやり方、それから、物価下限型ということで、スライド調整を行った場合に、物価上昇分は維持をして改定をするやり方の2通りあるということを記した上で、現在の受給者の年金、裁定後の年金は物価スライドでございますので、物価下限型では全く受給者に影響がないということになりますけれども、考え方としては、世代間の公平ということから、全ての世代が痛みを分かち合うことが望ましいということで、名目年金額下限型の方が望ましいのではないかと記しております。なお、世代間の不公平をより解消するためには、下限を設けずに、名目年金額自体を減らすことも検討すべきとの御意見を記しております。

次でございますが、基礎年金の給付水準でございます。基礎年金の水準につきましても、1号の方の負担の可能性も含めて同様に調整していくことはやむを得ないということを記しております。なお、これについても、基礎年金の水準は調整すべきでないという御意見があったことを記しております。

それから、スライド調整を行った結果としての給付水準の下限でございます。保険料固定方式の中ですと、幅を持って変動することになるわけですが、年金の役割を果たしていくためには給付水準調整にも一定の限度、給付水準の下限を設けるべきであろうということを記しております。大きく下げ過ぎるような場合には総合的な見直しも必要という御意見があったことを記しております。

次に(3)でございますが、これは通常のスライド制(賃金再評価、物価スライド)の在り方について、特に足下の状況を踏まえた御議論があったことを記しております。受給者の年金、裁定後の年金、現在は物価スライドでございますが、これにつきましては、賃金、物価が共に下落している中で、現役の賃金の方がより大きく落ちているような状況が見られるわけでございますけれども、この点につきましては、支える側の賃金が落ちて、年金は物価スライドだけで調整するということになると、現役世代の賃金に対する給付額の割合が相対的に大きくなってしまいますので、現役の賃金低下を踏まえた調整すべきとの御意見、あるいはどちらか変動率の低い方に合わせてスライドをさせていくべきではないかという御意見があったということを記載しております。しかし、その場合であっても、どちらか低い方だけでスライドしていくと、現役との格差が付き過ぎるのではないかとということで、バランスを踏まえるべきという御意見があったこと、裁定後の年金にも可処分所得スライドを従来のように復活させるべきであるという御意見があったことを記しております。

次のページでございますが、高額所得者に対する給付制限等の御意見について述べております。一定以上の所得がある方について、年金の給付制限をすべきという御意見もあるわけでございますけれども、これは社会保険方式の基本な考え方が損なわれ、抛出意欲を損なうということで問題があるのではないかとということでございます。これにつきましては年金課税の見直しということで、現在の公的年金等控除の仕組みは、高齢者は一様に税制上は優遇されており、給与所得がある方には、給与所得控除と併せて適用されており、この控除の仕組みを見直して縮小していくべきではないか、その際に年金だけでなく、収入全体での適切

な負担を求めていくべきではないかということでございまして、この見直しの水準については、給与所得控除の水準程度というような御意見もあったことを記しております。なお、その際に、高齢者の場合には所得の格差が大きい、年金だけに頼っている方も多いということに配慮が必要ということも記しております。それから、同様に非課税の問題となっておりますところの遺族年金・障害年金につきましても、老齢年金と同様の見直しが必要という御意見があったことを記しております。この課税の見直しによります税収につきましては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ財源とすべきという御意見、併せて次世代育成に充てるべきというものを記しております。

次に積立金でございます。積立金につきましては、基本的な考え方として、先行世代の保険料を積み立てておいて、運用益で将来更に高齢化が進行した場合におきましても保険料水準を抑えていくということであることを基本的な考え方として記しておりますけれども、これにつきましては、早期に積立金取り崩し、保険料を抑制するという御議論もあるわけでございますけれども、これは将来のピーク、その後の保険料の水準を抑えていくことについてよく考える必要があります、一定程度の積立金は必要だということを記しております。

ただ、その規模につきましては、「基本方針2003」におきましては、「その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する。」とされているわけございまして、これにつきましては、長期の将来を見通して、将来世代の負担は一定にとどめつつも、必要な給付をしていける積立金の規模について十分な検討が必要であるということを記しております。この場合に、給付と負担の均衡を積立金の機能を踏まえて見直すとして、現在のような将来のすべての期間にわたって恒久的に均衡を図っていく方法と、アメリカのやり方のように、一定の期間で均衡を図って、定期的にそれを見直していくという方法と両方ございます。それを十分踏まえての検討が必要ということを記しております。次に財政再計算の経済前提等でございますが、この経済前提・人口推計につきましては、前回御議論いただきました年金資金運用分科会で述べられておりますような賃金・運用利回りの動向についてを基本として考えるべきである、あるいは人口については人口推計・中位推計を基本として考えるべきであるとともに、その際には、厳しい見直しによる推計、改善した場合の推計も併せて参考表示していくことが適当であるということを記しております。

次に国庫負担2分の1の問題でございますけれども、この2分の1の問題につきましては、将来へ向けての適切な給付水準の維持ということで不可欠なものであることを記しております。今回改正で実現すべきであるということを記しております。また、国会が約束した事項であって、国民の信頼を確保していくためにも実現すべきものということを記しております。その財源について、消費税の引上げによるべきという御意見、年金課税等の見直しによる税収を活用すべきという御意見、消費税は逆進性が強く不相当との御意見、歳出の見直しにより対応すべきとの御意見があったことを記しております。

ここまでが給付と負担の関係、積立金との関係でございますけれども、次に「支え手を増やす方策等」の部分でございます。これは先ほどありましたような総論部分での考え方をまず記した上で、年金制度におきましても、将来に向けて女性、高齢者等が活躍しやすいような仕組み、あるいは支え手自身の年金保障を図れるような仕組みを考えていかなければいけないと記した上で、さらに、次世代育成につきましても、新しい取組方針等で、年金制度における支援策の検討も求めている状況であるということを記しております。

各論といたしまして、まず短時間労働者に対する厚生年金の適用の問題を記しております。この適用の問

題につきましては、多様な働き方に対応していく中立的なものとし、年金保障を充実させるというようなことで適用拡大を図っていくべきであるということが閣議決定等におきまして、繰り返し指摘をされているところです。この点につきましては、就業調整問題の解決、事業主間の保険料負担の不均衡是正、均等処遇等の観点からも基本的には適用拡大を行うべきであることを記しております。ただし、その際には、適用拡大による雇用への影響、特定業種への影響、事務負担や保険料負担の増加等に十分配慮して慎重に検討することが必要であるということを記しております。また、その場合にも、労働者、事業主の保険料負担の増大については、経過措置等一定の配慮を行うべきとの意見があったことを記しております。さらに、5人未満の個人事業所、任意適用業種への厚生年金の適用の在り方についても検討すべきであるとの意見があったことを記しております。

次に適用する場合におきましての基準の考え方ですが、これにつきましては、従来の厚生年金の考え方あるいは雇用保険の考え方から考慮すると、今回の適用拡大に当たっては、週の所定労働時間が一定以上の者に対して適用することが適当ではないかということを記しております。この一定時間以上という基準につきましては、週20時間以上という御意見があったこと、さらには20時間より短い方であっても、相当の賃金を得ている方、例えば年間賃金65万円以上も併せて適用すべきであるとの意見があったことを記しております。

具体的に適用する場合の給付と負担の設計でございますけれども、この在り方につきましては、短時間労働者の方は比較的低い賃金であることを考慮して、応能負担の考え方の中では、今の標準報酬の下限は何らかの形で引き下げて適用することが適当であるということを記しております。その場合に、1号被保険者との均衡を考えるべきという御意見があったこと、一方で、厚生年金は応能負担であって、1号被保険者と同等には考えられないという両方の御意見があったことを記しております。いずれにしても、給付につきましては、負担を軽減したものとするのであれば、例えば被扶養配偶者の給付を行わないなど、一定の調整を行うべきであるのではないかと記しております。

次に「高齢者の就労促進・支給開始年齢」等でございますが、いわゆる在職老齢年金、60歳台の在職中の老齢年金の支給の調整の仕組みでございますけれども、これにつきましては、就労抑制的な面をより中立的にするべきではないかという御指摘があるということでございます。今後、60歳台前半の支給開始年齢が引き上げられ、2階の報酬比例部分のみを受給する方が増えてきます。あるいは短時間労働者に厚生年金を適用した場合には、比較的低い賃金の方にも調整の仕組みが適用されてしまうということを考慮しますと、高齢者で働いている方の年金が一律に2割支給停止されている仕組みは廃止することが適当だということを述べております。さらに、60歳台前半の老齢厚生年金の受給者を調整なしに、65歳以後への繰下げ受給ができるような仕組みを取り入れるべきではないかという御意見があったわけですが、これについては、年金なしでも生活できる高賃金の方を優遇することになるのではないかなどの観点から、慎重な検討が必要ではないかということを述べております。

支給開始年齢についてでございますが、これにつきましては、更なる見直しの御指摘もあるわけですが、前々回、前回の改正によって現在引上げ途上にあるわけございまして、雇用情勢も厳しい中、雇用と年金の連携を考慮しつつ検討していくべきものであり、当面見直しを行うべきではないということを述べております。

「次世代育成支援」でございますけれども、世代間扶養を基本とする年金制度としては、制度を持続可能

なものとするために本質的に重要な問題として取り組んでいかなければいけないわけですが、その場合にも、まず出産・育児等で不利になっている面を解決することを基本とすべきではないかということ述べております。それにつきまして、考えられる具体的な方法としては、現行の育児休業中の保険料免除期間の延長、あるいは育休はとっていないけれども、勤務時間の短縮等の措置を受けながら就業を継続されている方の年金保障が不利にならないように考えるというような方策があるのではないかとことです。さらには、離職した方が再就職した場合に何らかの配慮ができないか、あるいは育児期間中の第1号被保険者の方についても配慮ができないのかという御意見もあったことを記しております。一方で、この点につきましては、年金制度の本来の趣旨と異なる目的に財源を流用すべきではないという慎重な御意見もあることを記しております。さらに、次世代育成の一環としての教育資金貸付制度でございますが、これについては様々な意見があったということで、若い世代のメリット、少子化の一因となっている教育費負担の軽減という観点から、貸付制度の意義がある、という御意見の一方で、他の貸付制度が存在しており、年金資金を年金以外に流用すべきではないという意見、あるいはリスクの問題、特殊法人の整理合理化の問題等から慎重な御意見もあったことを記しております。

次に「派遣労働者・失業者」についてですが、基本的には、登録型の派遣労働者の待機期間や失業期間中の方でありましても、国民年金の適用はあるわけですが、そのときに厚生年金の適用がないということで所得保障は不十分ではないかという指摘がございました。これにつきましては、待機期間や失業中にも厚生年金の任意加入の仕組みを設けるべきではないかという御指摘がありましたけれども、待機期間中の方が求職中の失業者、結果的に非労働力化する方との区別がなかなか難しいのではないかとということで慎重に検討すべきであるという御意見があったことを記しております。なお、派遣労働者の方が待機のたびに第1号被保険者への変更手続きをしなければいけないという点について、簡素化を検討すべきであるとの御意見があったことを記しております。

次に「女性と年金」の問題でございます。女性と年金検討会以来の経緯を記させていただいた上で、次のページでございますが、女性と年金の問題は、個人単位と世帯単位、応能負担と応能負担、公平性の確保といった社会保障制度の基本的な在り方に関わるものでありまして、これらについての将来の展望を持った改革が行われることが必要であるということを記しております。その上で、「ライフコース(生き方、働き方)」の選択が多様になっていることへの対応、中立的な制度としていくこと、あるいは世帯モデルを片働き世帯だけで見るとはなくて、共働き世帯、単身世帯、複数の世帯類型で見ていくことが妥当であるという御意見があったことを記しております。

「第3号被保険者制度」につきまして、全体の方向性として、60年改正で、1階基礎年金の部分は個人単位の給付とされたこと、2階部分は夫の名義のままとされているということを記した上で、これについての不公平の指摘が出てきているという点を記しております。

現行制度は、見ていただいたように、世帯の夫婦の賃金と同じであれば、お二人の保険料負担も年金給付も同じになって、世帯で見れば公平性が保たれていますが、3号の方が直接の保険料負担はなく、全体の応能負担になっていることについて、個人単位で見ると、さらに給付と負担の公平を図る観点から見直すべきであるという御意見がございまして。あるいは世帯単位で見た給付と負担の公平は維持しつつも、なるべく個人単位に向けて進んでいくべきであるという意見があることを記しております。

本部会におきましても、こういった見直し案それぞれについて様々な観点から多様な意見をお出しいただいているわけですが、全体につきましては、この3号制度につきまして、今回の改正で何らかの方向性を示すべきであるという意見が多かったということを書いておきます。

この場合に、検討していく場合の意見の違いの基本には、男女の雇用機会・賃金の格差についての現状や将来見直しについての考え方の違いがあるという御意見があったことを記しております。また、この考え方の違いが、遺族年金の在り方、離婚時の年金分割の在り方についても共通の観点の違いとしてあるのではないかと書いておきます。

その観点の違いとして、3点を指摘しております。①として、現実には1,100万人を超える3号の方が存在する中で、現実の男女の格差を踏まえて、制度変更は慎重に考えるべきという考え方がございます。②は、制度創設時よりは男女格差は縮小しているので、可能な見直しは速やかに行うとともに、さらに今後の状況を踏まえて、個人単位化に向けて段階的に見直しを行っていく考え方でございます。さらに③として、この制度が働き方の選択や就労に抑制的に働いているのであれば、見直しはできるだけ早く行い、それによって男女格差等も是正していくべきであるという御意見があるということでございます。次に、①の現状をしっかりと踏まえて慎重に考えるべきである立場の場合でも、少なくとも就業形態の多様化という中で、短時間労働者への適用拡大はやっていくべきではないか、それによって、第3号被保険者を縮小していくべきではないかという方向性は一致しているのではないかと書いておきます。

その上で〈年金分割案〉ですが、これにつきましては、これまで制度創設時よりも格差は縮小していく観点に立って、現行制度の世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できるだけ個人単位での設計に向けて整理をしていくという考え方から指摘をされております。すなわち夫婦共同して給付算定上負担したものとみなしまして、納付記録を分割し、それに基づきそれぞれ基礎年金、厚生年金の給付を行うという考え方も現段階の1つの現実的な案ではないかという御意見があったことを記しております。この場合に、3号の方が、さらに実際に就労されれば、分割された納付記録に自らの納付記録が追加され、年金保障は充実していくこと、この年金分割は、将来、男女格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、自らの就労の負担で給付を受けられることが一般的になれば、それまでの過渡的なものとして位置付けられるものではないかという意見があったことを記しております。なお、これにつきましては、この年金権は将来のものであっても、財産権であって、十分な同意の仕組みが必要であるという慎重な御意見、あるいは分割を認めることとした場合でも、実際には負担をしてなくて基礎年金が支給されるという仕組みに変更がないのではないかと御意見をいただいたことを記しております。

次に基礎年金の受益に着目した一定の負担を求めるという〈負担調整案〉につきましては、現実には保険料を負担して給付を得るということでありまして、不公平感を是正する上で現実的という御意見がございました。しかし、一方で厚生年金の応能負担の原則を変更するのは不相当であるという御指摘、あるいは世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めることになると、保険料が公平でなくなるのではないかと御意見をいただいたことを記しております。

さらに、現実には負担が困難であれば、ある程度基礎年金の給付を減額する〈給付調整案〉も御指摘があったわけですが、これにつきましては、1号との均衡からは適当だという意見の一方で、国民共通の基礎年金の在り方として適当でないという御意見があったことを記しております。

また、「なお」としまして、この3号制度の在り方は、基礎年金制度を見直すことと関係していて、例えば税方式化を検討していく場合には、この問題はなくなる、あるいは報酬比例一本化についての検討をしていく場合には、無年金・低年金を防ぐ年金分割案に意味があるという御指摘があったことを記しております。

最後に、この制度の見直しは、男女の在り方をどう考えるか、制度の在り方をどう考えるかによって大きく変わってくるものでありますが、基本的には6月の社会保障審議会の御意見、あるいは「基本方針2003」にありますように、生き方、働き方に中立的であることが望ましく、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを前提に、拠出に応じた給付を受ける仕組みとなることが望ましいと記しております。このような観点から、今回の改正において、将来を展望した見直しについて、何らかの方向性を示して取り組むべきではないかという御意見が多かったことを記しております。

次に「遺族年金」でございます。遺族年金につきましても、多様な働き方へ対応すべきという御指摘があるということでございますが、まず最初は、高齢期で遺族になられた方の年金給付の問題でございまして、最初は、遺族厚生年金として、夫の老齢厚生年金4分の3を選択した、あるいは自分自身の厚生年金と夫の厚生年金の2分の1を選択した場合に、自分自身の保険料納付が給付に反映しないという御指摘があります。これについては、まず御自分の老齢厚生年金を受給を基本とし、さらに遺族となった場合との差額を追加的に支給する仕組みとすべきであるということとしております。

次でございまして、片働きの場合で4分の3を選択された場合と、共働きの場合で2分の1を選択された場合とで、公平でない場合があるということでございますが、これに対応するものとして、この比率につきまして、例えば中間的な5分の3というような比率を一律に適用することが望ましいのではないかという御意見があったわけでございますが、一方で、4分の3であっても遺族年金の額の低い方の給付額をさらに下げることにならないか、あるいは2分の1であっても額の高い共働き世帯の年金額を上げることにならないかについて、将来に向けてどう考えるのか、適当ではないのではないかというような御意見があって、これらについては、将来の男女の格差の問題も展望しながら、課題として検討していくべきではないかということを書いております。

一番最後には、年金分割を図られたり、男女格差がなくなれば、遺族年金は基本的には必要なくなっていくことが基本ではないかということを書いております。

若齢期の遺族の方、若齢期の妻についての問題でございまして、18歳未満のお子さんのいらっしゃる若齢期の妻については、就業等の制約も多いので必要ではないかという御意見があり、お子さんのいらっしゃらない若齢期の方については、就労支援に重点を置きながらの有期給付という形にするのが望ましいのではないかというような指摘があり、それから、お子さんはいらっしゃらないけれども、中高齢期の妻については、雇用条件等を考えると遺族年金の必要性があるのではないかという御指摘を書いております。なお、お子さんのいらっしゃる若齢期、中高齢期の方についても、支給要件の男女格差が残存する間は有期給付とするべきではないかという御指摘があるということを書いております。

支給要件における男女差につきましても、現状から見てやむを得ない面があるという御意見の一方で、直ちになくすべきという指摘もあったことを記しております。

死亡時の生計維持要件につきましては、高過ぎるという観点の中で、しかし、広く受給権が発生するようなことも考慮して検討していくべきであるということも記しております。